

# 農業を始める方をサポートします!!

## (人・農地プラン／青年就農給付金／農の雇用事業)

人・農地プランとは、農業従事者の高齢化・後継者不足や耕作放棄地の増加などによる「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域の皆さんを中心とした話し合いで「今後の中心経営体など地域農業の在り方」を策定し、市の検討会で承認する計画のことです。

人・農地プランに位置づけられると、青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間の無利子化の各支援を受けることができます。

新規就農者への支援内容として右記の支援制度があります。該当される方は、お問い合わせ先までご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

市産業振興課農林水産振興担当（市役所4階）  
TEL 32・3809 / FAX 33・0938

### ①青年就農給付金（経営開始型）

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで給付するものです。

**給付額** 年間150万円（最長5年間）

### ②青年就農給付金（準備型）

都道府県が認める道府県農業大学校などで研修を受ける就農者に給付するものです。

**給付額** 年間150万円（最長2年間）

### ③農の雇用事業（法人向け支援）

農業法人が新規就農者を雇用して、栽培技術の研修を実施する場合などに、研修に要する経費を助成するものです。

**助成額** 1人年間120万円（最長2年間）

※②③は人・農地プラン以外の方も対象です。

給付などを受けるには、複数の要件があります。詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。  
[http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/index.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html)

## 市民ファーマー育成講座 受講者（15名）を募集！

農業に関する基礎知識と栽培基礎技術（野菜）をもつ「市民ファーマー」の育成講座を開催します。

受講希望の方は、申込先にて配布される申込書に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

**【対象者】** ※65歳まで

- ①徳島東部地域に居住または勤務し、農業に関心が高く、農業就労に強い意欲のある小規模以上の農業を開始したい方
- ②退職を控えた方や帰農したい市民などで基礎的な農業技術を学びたい方

**【募集期限】** 4月13日（金）まで

**【受講料】** 15,000円

**【講座内容】** 5月から平成25年3月まで

- ①農業基礎学習（講義）
- ②野菜栽培技術学習（圃場における実習）

**【お問い合わせ・申込先】**

市産業振興課農林水産振興担当（市役所4階）  
TEL 32・3809 / FAX 33・0938

## 農業者戸別所得補償制度の 交付申請は6月末までに

### ◆農業者戸別所得補償制度の申請方法

実行組などを通じて配布される営農計画書および交付申請書に記入押印のうえ、6月29日（金）までに申請してください。

また、昨年度までに農業者戸別所得補償制度を未申請の方は、振込口座を確認する書類も提出してください。

※飼料用米・米粉用米・麦・大豆などの取組で制度を申請される方は、農協等実需者との「播種前契約」が必要です。



**【お問い合わせ・申請書の提出先】**

小松島市地域農業再生協議会事務局  
（市役所4階産業振興課内）  
TEL 32・3809 / FAX 33・0938